生野区ワーク・ライフ・バランス推進委員会設置要綱

制　定　平 22.11.1　.

（設置）

第１条　次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の基本理念に基づき、大阪市特定事業主行動計画を推進するため、生野区ワーク・ライフ・バランス推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

２　仕事と子育ての両立支援プランに基づく取組における具体検討や実施状況の把握・点検を行う。

３「大阪市市長部局ワーク・ライフ・バランス推進委員会」への検討・実施状況の報告。

（組織）

第３条　委員会は、委員長及び委員で組織する。

２　委員長は、総務課長をもってあてる。

３　委員は、別表に掲げるものとし、委員長が指名する。

４　委員長は、必要に応じて前項の委員とは別に委員を指名できるものとする。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、総務課において行う。

（施行の細目）

第５条　この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この改正要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

＜課長級＞

区政推進担当課長

地域まちづくり課長

窓口サービス課長

保険年金担当課長

保健福祉課長

生活支援担当課長

＜係長以下＞

総務課	１名
地域まちづくり課	１名
窓口サービス課（住民情報）	１名
窓口サービス課（保険年金）	１名
保健福祉課（保健福祉）	２名
保健福祉課（生活支援）	２名